

朝日村西洗馬防災センター 利用のルール

1 設置目的

朝日村西洗馬防災センター（以下「施設」という。）は、災害発生時における災害対策の拠点とするほか、平時における消防団、自主防災会等の防災活動の充実強化を図るとともに、活力ある地域コミュニティを構築するため、設置された施設です。

2 休館日／開館時間

休館日：12月29日～翌年1月3日／開館時間：午前8時30分～午後9時30分

3 施設概要

第1研修室 (51.00 m²) / 第2研修室 (76.50 m²) / 防災活動室 (56.00 m²) / 調理室 (22.00 m²)

4 利用の許可

施設の利用は、あらかじめ指定管理者（西洗馬区長）の許可を受けなければなりません。

5 利用の制限

次に該当する場合は、利用を許可しません。

- (1) 社会的秩序を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設の建物、設備又は備品等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他、指定管理者が不相当と認めるとき。

6 利用許可の取消し等

次に該当する場合は、利用許可を取り消し、又利用を停止し、若しくは利用条件を変更します。

- (1) 利用者が許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用者が利用の制限事項に該当すると認められるとき。
- (3) 利用者が使用許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 災害対策又は防災訓練等の実施に利用されるとき。

7 利用料金等

利用者は、下記の利用料金を指定管理者に支払わなければなりません。ただし、村内に在住又は勤務する者等が利用する場合は、冷暖房費を除いて、利用料金を免除します。

区分		利用料金（消費税込）		
		午前 8:30～13:00	午後 13:00～18:00	夜間 18:00～21:30
第1研修室 第2研修室 防災活動室 調理室	村内者	320円	320円	320円
	村外者	1,250円	1,250円	1,250円

※ 上記の料金は、消費税を含んだ額である。

※ 冷暖房費は、100円(1時間)とする。

※ 調理室の金額については、燃料費を含むものとする。

※ 営利を目的として利用する場合は、上記金額の10倍の額とする。

8 利用にあたっての留意事項

利用にあたっては、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 利用の権利を他に譲渡し、又は転嫁しないこと。
- (2) 他人の迷惑となる行為はしないこと。
- (3) 建物、設備又は備品等を損傷し、汚損し又は滅失しないこと。万が一、発生した際は、原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- (4) 敷地内で喫煙しないこと。
- (5) 火気に注意すること。
- (6) 利用時間を厳守すること。
- (7) 利用後は整理、整頓、清掃をすること。
- (8) その他、指定管理者の指示に従うこと。
- (9) 施設敷地内の交通事故の場合は、利用者等の責任とすること。
- (10) 当方に瑕疵がない事故の場合は利用者等の責任とすること。